

第2次東広島市環境基本計画 の中間見直しの素案について

日時：令和8年8月6日（木） 10:00～12:00

場所：東広島市役所4階 404会議室



第1章 計画の基本的事項

第1節 計画見直しの背景と目的

- 1 計画見直しの背景
- 3 計画見直しの目的

1 計画見直しの背景

【国際的な動向】

□カーボンニュートラル

- ◆ 1.5℃目標の達成には、2050年前半までにカーボンニュートラル達成が不可欠。
- ◆ 令和5(2023)年のCOP28では、1.5℃目標の達成のために、世界全体の温室効果ガス排出量を2030年までに43%、2035年までに60%削減する必要があると報告。
- ◆ 令和7(2025)年のCOP30では、パリ協定の実施加速と各国の排出削減目標の強化が議論。

□昆明・モンリオール生物多様性枠組

- ◆ 令和4(2022)年、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)にて採択。
- ◆ 2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30」目標が掲げられた。

□Well-being(幸福感)の向上

- ◆ 環境問題への対応は単なる環境保全にとどまらず、経済・社会課題の解決や人々のWell-being(幸福感)の向上と一体的に推進が求められている。
- ◆ 持続可能な地域づくりへの関心への高まり。

1 計画見直しの背景

【国の動向】

□地球温暖化対策推進法の改正

- ◆ 地方公共団体による脱炭素施策の推進・役割を強化。
- ◆ 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入を促進。
- ◆ 地域脱炭素ロードマップの策定を推進。

□第六次環境基本計画の策定

- ◆ 環境保全を通じた現在・将来の国民の「Well-being(高い生活の質)」向上を最上位目的に位置付け。
- ◆ 「ネット・ゼロ」、「循環経済」、「ネイチャーポジティブ」の統合的な推進。
- ◆ 環境・経済・社会の統合的向上を図る「循環共生型社会」の構築を目指す。

【県の動向】

- ◆ 令和8(2026)年策定の「**第6次広島県環境基本計画**」により、県民や事業者と連携・協働した取組みを推進。
- ◆ ゼロカーボン宣言や海洋プラスチック対策など、環境基本計画の基本理念「環境にやさしい広島づくりと次代への継承」の実現に向けた取組みを実施。

3 計画見直しの目的

□目的

社会情勢や地域課題の変化を踏まえ、これまでの取組みの成果と課題を検証するとともに、新たな環境課題への対応、上位計画との整合を図りながら、望ましい環境像の実現に向けた施策の充実を図る。

- ✓ 取組みの成果と課題を検証

第2次計画策定後5年間の取組みの評価、指標の見直し

- ✓ 新たな環境課題への対応

脱炭素社会、有機フッ素化合物(PFOS等)

- ✓ 上位計画との整合

国の第六次環境基本計画の策定

第五次東広島市総合計画後期基本計画の開始

- ✓ 望ましい環境像

「市民一人ひとりが ふるさとの環境を まもり・はぐくみ・つたえるまち」

第2章 環境の現状と中間見直しの視点

第1節 環境問題に関わる近年の社会的動向

第5節 中間見直しの視点

第1節 環境問題に関わる近年の社会的動向

□ Well-being(幸福感)に向けた取組み

近年、環境政策では環境保全だけでなく、Well-being(幸福感)の向上につなげる視点が重視されています。

令和6(2024)年に閣議決定された「第六次環境基本計画」においても、「Well-being(高い生活の質)」が最上位の目標として位置付けられています。

□ 脱炭素社会の形成(気候変動対策)

令和5(2023)年に「気候変動適応法」が改正、同法に基づく「熱中症対策実行計画」が閣議決定されるなど、熱中症対策が強化されました。

令和5(2023)年に「脱炭素成長型経済構造移行推進法(GX推進法)」が成立するなど、脱炭素社会の実現に向けた取組みが本格的に進められています。

□ 海洋プラスチック問題

令和4(2022)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が制定され、使い捨てプラスチックの使用削減やリサイクルしやすい製品設計など、プラスチックの資源循環に配慮した取組みが求められるようになりました。

令和5(2023)年開催のG7広島サミットでは、「2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心を持って、プラスチック汚染を終わらせること」への合意が首相コミュニケの中で示されました。

第5節 中間見直しの視点

□Well-being(幸福感)

環境課題は気候変動、生物多様性の損失、資源循環など多岐にわたり、環境・経済・社会を一体的に捉えた取組が必要です。

本市においても地域資源の活用、地域コミュニティの活性化、自然とのふれあい機会創出など、市民のWell-beingの向上につながる環境施策を展開していくことが重要です。

本計画では「Well-being」の向上を重要な視点として位置付け、本市の望ましい環境像の実現を目指します。

□本市の環境の現状を踏まえた見直し

第2次環境基本計画策定後のPFOS等をはじめとした新しい環境問題への対応や、脱炭素社会の形成(気候変動対策)に向けた取組みの推進が課題となっています。

第4章 望ましい環境像の実現に向けて

第1節 取組みの体系

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

- ①豊かな暮らしと共生した快適に暮らせるまち
- ②身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち
- ③環境を守り、伝える心と活動を育むまち

第1節 取組みの体系

新：新規項目 拡：拡充項目 追：追加項目

市民一人ひとりが ふるさとを環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち

望ましい環境像

2050年の将来像

豊かな自然環境と共生した
快適に暮らせるまち

〈計画の対象・キーワード〉
森林保全、放置保全、海域保全
市街地の緑の保全・整備・創出
生物多様性
歴史・文化的資源、産業遺産
景観形成
大気質、水質、騒音、振動
河川保全、災害対策
新 光環境
追 ネイチャーポジティブ

身近な取組みから地球環境
保全に貢献するまち

〈計画の対象・キーワード〉
新 省エネルギー対策
新 再生可能エネルギー
新 カーボンサイクル
新 ブルーカーボン
新 気候変動適応策、循環型社会
新 マイクロプラスチック
追 食品ロス

環境を守り、伝える心と
活動を育むまち

〈計画の対象・キーワード〉
環境学習、環境教育
新 GIGAスクール構想
新 Society5.0
新 オープンテータ

施策の方針

取組の柱

- 豊かな自然環境の保全と活用
 - 人との関わりが深い自然環境の保全
 - 自然のふれあいの推進
 - 生物多様性の保全
- 緑あふれる美しい町並みの創出
 - 市街地の緑の保全と整備・創出
 - 歴史・文化的資源と歴史的町並みの保全・活用
- 水・水辺環境の保全・向上
 - 健全な水質と水循環の確保
 - 水辺環境の保全とふれあいの創出
- 良好な大気環境等の保全
 - きれいな空気や静かな環境等の保全
 - 新 光環境の保全

- 脱炭素社会の形成（気候変動対策）
 - 省エネルギーの推進
 - 再生可能エネルギーの導入促進
 - 新 カーボンサイクルの推進
 - 新 気候変動を見据えた適応策の推進
- 資源循環型社会の形成
 - 廃棄物の排出抑制と資源循環的利用の促進
 - 不法投棄対策の促進
- 広域的・国際的取組みの展開
 - 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

- 環境教育・環境学習の推進
 - 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進
- 環境情報の充実
 - 利用しやすい環境情報の整備と発信
- 市民・事業者等の環境保全活動の推進
 - 環境保全活動への参加促進と取組みの支援

SDGs達成に向けた施策の推進



環境先進都市の
実現に向けた
重要な取組み

カーボンニュートラルエリアの
形成に向けた取組み

スマートシティの
形成に向けた取組み

技術連携プラットフォームの形成に
向けた取組み

木質バイオマスの
利活用に向けた取組み

次世代エネルギーの普及促進
に向けた取組み

自然共生の推進
に向けた取組み

エリア別
環境配慮
指針

市街地エリア

里地里山エリア

里海エリア

変更点：課題解決に向けたキーワード

- ①豊かな自然環境と共生した快適に暮らせるまち
「ネイチャーポジティブ」を追加
- ②身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち
「食品ロス」を追加

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

①豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

取組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用 (1)人との関わりが深い自然環境の保全

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
地力増進支援事業によるたい肥投入面積の基準	1,617,913m ² (令和3年度)	161.8ha (令和3年度)	表記単位の見直し

取組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上 (1)健全な水質と水循環の確保

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
河川・海域の類型指定水域におけるBOD・CODの環境基準達成率の目標値	78.1% (令和13年度)	92.4% (令和12年度)	調査地点見直しによる目標値の見直し
污水处理人口普及率の目標値	97.3% (令和13年度)	(仮)93.7% (令和13年度)	東広島市污水適正処理構想策定結果に基づき、目標値を見直し予定

PFOS等検出に関する現状、課題、市の取組みとして、「PFOS等をはじめとした新たな環境問題に関し、国や県のガイドライン等に従い、協働して対応に努める」ことの追記

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

②身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち(1/2)

取組みの柱1 脱炭素社会の形成(気候変動対策) (1)省エネルギー対策の推進

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
市域の温室効果ガス排出量の基準	2,258千t-CO ₂ (平成25年度)	1,489千t-CO ₂ (平成25年度)	算出方法及び対象事業者の変更による見直し

【市の取組みを追記】

- ・公共施設の省エネルギー対策を進めるために、ESCO事業の推進

取組みの柱1 脱炭素社会の形成(気候変動対策) (2)再生可能エネルギーの導入促進

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
再生可能エネルギー導入容量の目標値	26.5万kW (令和8年度)	29.9万kW (令和12年度)	東広島市地球温暖化対策実行計画における目標に見直し

【市の取組みを追記】

- ・大学等と連携し、先進的な太陽光発電システム等の導入を検討
- ・太陽光発電システムの設置に関し、地域と事業者が適切なコミュニケーションが図れるよう、条例(東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例)の適切な運用に努める。
- ・太陽光発電システムのリサイクルが適切に推進されるよう、国、県等と連携した対応を行う。

【事業者の取組みを追記】

- ・太陽光発電システムの適切な稼働・リサイクル等に努める。

第2節 望ましい環境像を実現するための取組み

②身近な取組みから地球環境保全に貢献するまち(2/2)

取組みの柱1 脱炭素社会の形成(気候変動対策) (3)カーボンサイクルの推進

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
(再掲)地力増進支援事業によるたい肥投入面積	(再掲)地力増進支援事業によるたい肥投入面積	削除	取組みの方向性(水田や畜産)が異なるため削除

取組みの柱1 脱炭素社会の形成(気候変動対策) (4)気候変動を見据えた適応策の推進

変更箇所	変更前	変更後		変更理由
自立分散型エネルギー設備等の設置数	指標なし	基準値 11箇所 (令和6年度)	目標値 25箇所 (令和12年度)	指標の新規設定

【市・市民・事業者が協働で進める取組みの方向性の追記】

・暑熱避難施設の指定やクールシェアの普及に努める。

【市の取組みを追記】

・クーリングシェルターやクールシェアの普及に努める。

【事業者の取組みを追記】

・クーリングシェルターの指定を受けることの検討

取組みの柱2 資源循環型社会の形成 (1)廃棄物の排出抑制と資源の循環的利用の促進

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
資源化率の目標値	22.2% (令和8年度)	22.2%(令和8年度) 以降、現状維持	令和8年度以降の目標値について追記

第2節 望ましい環境像を実現するための取り組み

③環境を守り、伝える心と活動を育むまち

取り組みの柱1 環境教育・環境学習の推進

(1)学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
環境又はSDGsに係る研究授業及び校内研修を実施した学校数	環境又はSDGsに係る研究授業及び校内研修を実施した学校数	環境やSDGsに係る研究授業等を実施又は専門家とつながる遠隔授業に参加した学校数	指標名称の見直し

【市の取り組みを追記】

- ・ウェブ版の環境学習サイトの構築を目指す。

取り組みの柱2 環境情報の充実 (1)利用しやすい環境情報の整備と発信

変更箇所	変更前	変更後	変更理由
オンデマンド型環境教育コンテンツ	オンデマンド型環境教育コンテンツ	(再掲) 環境学習に関するウェブコンテンツ数	動画等の環境学習に関する活動指標である「環境学習に関するウェブコンテンツ数」と重複するところがあるため、指標を統一

【市の取り組みを追記】

- ・ウェブ版の環境学習サイトの構築を目指す。

計画見直しのスケジュール

(1) 計画見直しのスケジュール

(1) 計画見直しのスケジュール

計画策定のスケジュール

